

令和5年度有度山北麓地域の県有地における里山保全活動団体募集要項

1 目的

静岡市の市街地に近接する有度山丘陵の県有地の一部である、有度山北麓地域において、里山の保全活動及びそれに伴う普及啓発等の活動（以下、里山保全活動という。）を行うことで、豊かな自然環境財としての里山を後世に継承していくとともに、里山保全活動技術等の向上を図ることを目的とする。

2 活動場所

静岡市駿河区谷田、駿河区平沢、清水区草薙（別紙1、2参照）

3 活動期間

以下の(1)～(3)のうち、各団体が希望する期間とする。

- (1) 選考結果通知日の翌月の1日から令和8年3月31日までの3年間
- (2) 選考結果通知日の翌月の1日から令和7年3月31日までの2年間
- (3) 選考結果通知日の翌月の1日から令和6年3月31日までの1年間

ただし、公共の用に供するために県が有度山北麓地域を必要とする場合等は、活動期間の途中で協定を解除することがある。

4 募集团体数及び活動エリア

気候・地形等の自然条件と、森林と人との関わり方等を総合してゾーニングした以下の5つのゾーン（別紙2参照）のうち、ひとつのゾーンを活動エリアとする。活動エリアについては、現在活動を行っている団体と調整の上、決定するものとする。

なお、募集团体数は各ゾーン1～5団体とする。

活動エリア

里山散策ゾーン、里山景観再生ゾーン、里山林再生ゾーン、
水辺環境再生ゾーン、茶畑・果樹再生ゾーン

5 有度山北麓地域の県有地における里山保全活動の基本方針

有度山北麓地域では、近隣の駿河区谷田、駿河区平沢、清水区草薙地区との繋がりを保ちながら、地域や県民に開かれた場として、次に掲げる点に主眼を置き、里山保全活動を行う。

- (1) 現在ある里山を、「自然環境財としてふさわしい里山」へ誘導する。
- (2) ゾーンごとに、特色ある景観を有する里山へ誘導する。
- (3) 県民が親しみやすく、開かれた里山へ誘導する。

6 活動方法

選考により決定した団体は、静岡県と「有度山北麓地域の県有地における里山保全活動に関する協定書」を締結したうえで、5の基本方針を踏まえた「有度山北麓地域里山づくりルールブック」を遵守し、活動を行う。

7 募集要件

次の(1)～(4)の要件を満たすこと。

- (1) 静岡県内に活動拠点のある森づくり団体及びNPO法人等で、里山保全活動に関する知識と技術を持ち、一般県民、地域及び他の団体と協調しながら活動を行うことができること。
- (2) 県有地を有益に利用し、近隣住民及び一般県民に活動の内容を広く理解していただくという観点から、以下の点を遵守できること。
 - ア 月1回以上の活動を定期的に行うこと。
 - イ 活動の実績について、「里山保全活動実績報告書」を必ず提出すること。(協定締結時に配付)
※活動回数及び「里山保全活動実績報告書」は、次年度以降継続して活動を希望する場合における判断材料となります。
- (3) ルールブックを遵守したうえで活動できること。
- (4) 突発事故、火災等、緊急時の連絡体制が整備されていること。

8 応募方法及び審査

- (1) 申請書(様式第1号)、有度山北麓地域における年間活動計画書(様式第2号)及び誓約書に必要事項を記載の上、郵送、メール又は持参により提出すること。
※様式等の電子ファイルを希望する場合はメールにて連絡すること。
- (2) 提出された書類の内容について審査の上、選考結果を通知する。

9 提出・問合せ先

静岡県中部農林事務所森林整備課 森林環境班

住所 〒422-8031 静岡市駿河区有明町2-20

電話 054-286-9011

メール AFO-chubu-sinrin@pref.shizuoka.lg.jp

令和 年 月 日

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

有度山北麓地域の県有地における里山保全活動団体に応募します。

申 請 書

団体名	
団体の設立年月日 と設立目的	
常駐窓口 (連絡先)	住 所 : 担当者名 : T E L : F A X : E-mail :
構成員(会員)数	
今年度の 活動実績 (活動の頻度等、 なるべく詳細に 記載のこと。) ※別紙での提出可	

	実施時期	活動内容	参加人数、場所
他団体と連携した活動			
活動希望期間 (a～c から選択)	(1) 選考結果通知日の翌日の1日から令和8年3月31日まで (2) 選考結果通知日の翌日の1日から令和7年3月31日まで (3) 選考結果通知日の翌月の1日から令和6年3月31日まで		
活動を希望するゾーン (第1から第3希望を記入)	A 里山散策ゾーン (第 希望) B 里山景観再生ゾーン (第 希望) C 里山林再生ゾーン (第 希望) D 水辺環境再生ゾーン (第 希望) E 茶畑・果樹再生ゾーン (第 希望)		
緊急時の連絡体制	参考様式により添付して下さい		
ボランティア保険 加入状況	加入している : 加入していない		
里山保全活動 報告書の提出	提出できる : 提出できない		
貴団体の特徴等 PR (どのようなことでも結構です。) ※別紙での提出可			

有度山北麓地域における年間活動計画表

団体名 _____

定例活動日

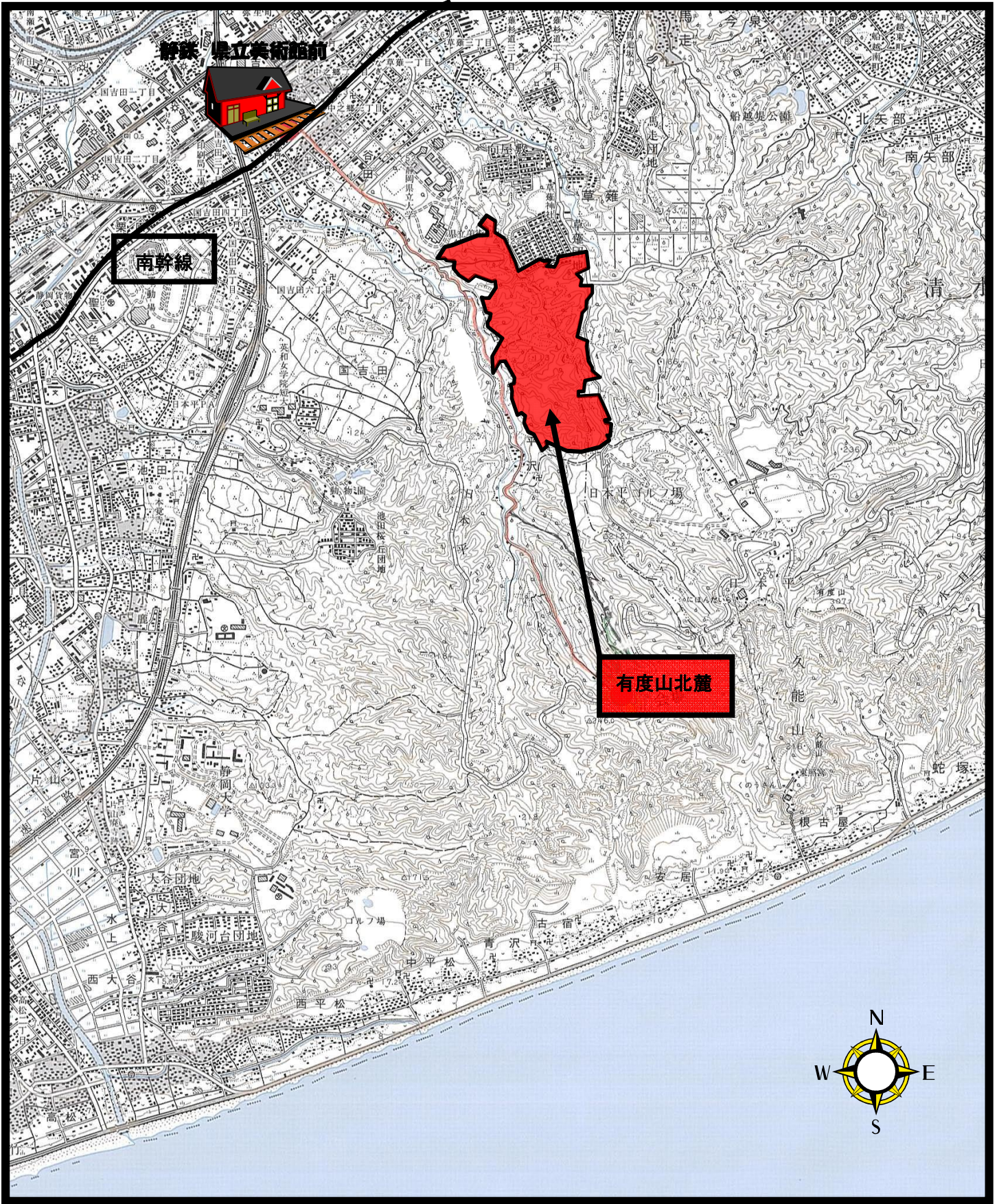
活 動 日	活動内容 (なるべく詳細に)

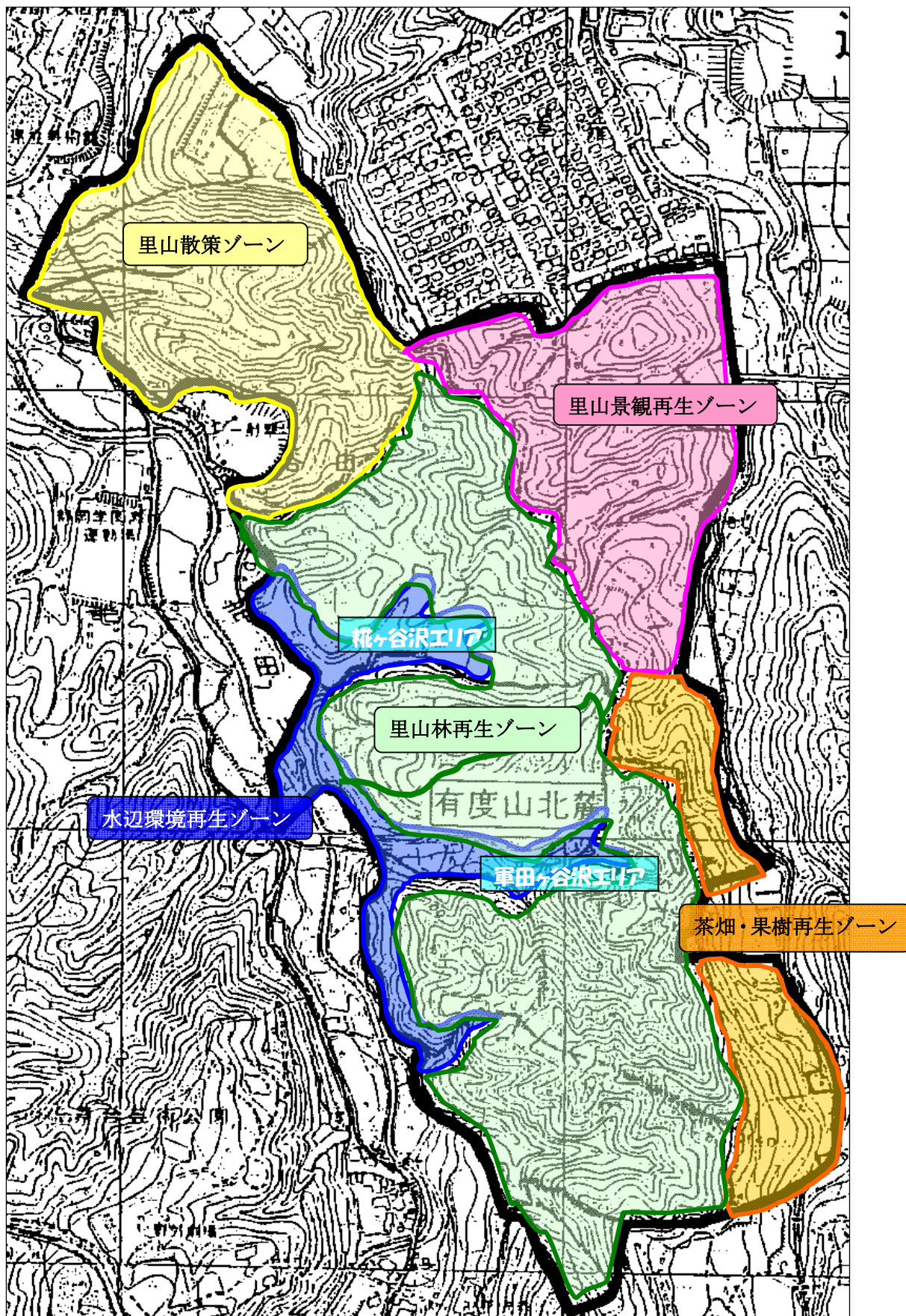
年間計画表 (定例活動以外)

※火の使用には許可が必要です。

活動月	活動内容 (なるべく詳細に)	火の使用予定	備 考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			

活動月	活動内容 (なるべく詳細に)	火の使用予定	備 考
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			





誓 約 書

当団体は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、当方の個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 活動団体として不適当なものとして次に掲げるもの

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- (2) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- (3) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

2 活動団体として不適当な行為をするものとして次に掲げるもの

- (1) 暴力的な要求行為を行うもの
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行うもの
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うもの
- (4) 偽計又は威力を用いて里山保全活動等関係業務を妨害する行為を行うもの
- (5) その他前各号に準ずる行為を行うもの

令和 年 月 日

静岡県中部農林事務所長 様

住 所
商号又は名称
氏名（代表者）

有度山北麓里山保全活動緊急連絡網

事故や火災等が発生したら速やかに連絡をお願いします

団体名 _____

日本平消防署 054-335-0119

駿河消防署 054-280-0119

静岡南警察署 054-288-0110

草薙交番 054-345-7538

東豊田交番 054-263-1899

連絡者	氏名	電話番号
第1順位		
第2順位		
第3順位		

静岡市立静岡病院 054-253-3125

静岡市立清水病院 054-336-1111

静岡県救急医療情報センター 0800-221-1199

(当番情報 24H 自動音声)

中部農林事務所森林整備課

054-286-9011

本紙をコピーして活動時に携帯して下さい